

令和6年度角田市学校施設の開放事業実施要項

1 目的

この要項は、市内の小・中学校施設（以下「学校施設」という。）を有効活用するために、必要な事項を定めるもの。

2 開放する施設

区分	小学校	中学校
学校施設	角田小学校 横倉小学校 桜小学校 北郷小学校 金津小学校	角田中学校 北角田中学校

3 開放する施設、日及び時間

施設	区分	学校施設
校庭	平日	開放しない
	休業日	9:00～17:00
体育館 武道場	平日	19:00～21:00
	休業日	9:00～21:00

※休業日・・・学校が休みの日。

※児童及び生徒の事業は、上記時間以外も開放可能とする。ただし、午後9時以降の利用は不可とする。

※4月1日から入学式終了までは開放しない。

※12月28日から1月4日までは開放しない。

4 開放の種類

(1) 地域開放

施設の所在する地域の振興に資する事業のための開放

(学校施設については、「角田市立学校の管理規則第32条」に基づく開放で、地域開放の場合の手続きを本実施要項でまとめるもの)

(2) スポーツ開放

団体が行うスポーツ及びレクリエーション利用のための開放

(学校施設については、「角田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づく開放)

5 施設利用の優先順位

(1) 学校施設の利用の優先順位は次のとおりとする。

第1優先 学校	第2優先 地域開放	第3優先 スポーツ開放
---------	-----------	-------------

※第1優先には、角田市及び角田市教育委員会が利用する場合も含む。

6 地域開放におけるルール

(1) 利用する条件

自治センターの事業に利用するとき。

(2) 利用する日の調整と利用申込み

①年間調整

令和6年2月29日までに自治センターが生涯学習課へ申込みこととする。

②翌月調整

利用日の前月15日までに自治センターが生涯学習課に申込みこととする。

(3) 鍵の管理

体育館に設置してある鍵箱の鍵を配布し、自治センターで管理すること。

(4) 日誌の作成

自治センターは、利用ごとに「使用日誌（様式第4号）」を記入し、翌月の10日までにまとめて生涯学習課（市民センター）まで提出すること。

(5) 施設の管理責任

自治センター長は、利用者の安全確保、施設・設備の管理にあたること。

7 スポーツ開放におけるルール

(1) 団体の登録

①施設を利用する場合は、「学校施設利用団体登録」をしなければならない。

②登録の要件は、市内に在住、在勤又は在学する者が10人以上で構成し、かつ、監督者として成人を含めること。

③登録は、1つの学校に限定し、複数の学校及び旧学校は登録不可とする。

(2) 学校施設利用団体登録の手続き

①下記2点を、生涯学習課（市民センター）に申請し、登録証の交付を受けること。

なお、年間の利用調整のため、原則令和6年2月末日までに申請すること。

・登録申請書（様式第1号）

・構成員名簿

(3) 利用の条件

①登録団体の利用曜日・時間を年間で固定し、登録した曜日・時間のみで利用すること。

②開放する時間帯

・平日⇒19:00～21:00

・休日⇒9:00～12:00、13:00～17:00（うち3h）、

18:00～21:00

ただし、休日の中学校施設は部活動が優先となるため、原則18:00～21:00のみの利用とする（校庭を除く）。

③上記時間帯を原則1枠とし、1団体の週利用回数を原則2回までとする。

ただし、市スポーツ少年団登録団体及び市内の小中学生で構成される団体※（以下「スポ少等」という）については、利用に空きがある場合3回まで利用可とする。

※市スポーツ少年団登録団体相当の活動を行う団体

④体育館を利用する団体は、原則半面のみ利用とし、2団体まで同時利用を可能とする。

(4) 利用調整の優先順位

団体登録申請時に利用曜日・利用時間が重複した場合、次のとおり調整を優先する。

- ① スポ少等が申請した週2回（第1、2希望）。
- ② スポ少等以外で、週1回のみ申請した団体。
- ③ スポ少等以外で、週2回申請した団体。
- ④ スポ少等が申請した第3希望の日。

※上記優先順位で利用日・利用時間が重複した場合は、利用調整会を実施し決定する。

※令和6年2月末日以降に登録申請する団体は他団体の利用日以外で調整する。

(5) 施設維持費の徴収

- ① 登録証の交付を受けた団体は、角田市長が別に定める日までに下記の施設維持費（電気料相当）を納付すること。

利用頻度	徴収額（年額）	令和6年度徴収額（年額）
週3回以下の利用	30,000円	5,000円
週2回以下の利用	20,000円	
週1回以下の利用	10,000円	

※令和6年度については、移行期間とし年額一律5,000円の徴収とする。

- ② スポ少等及び校庭のみを利用する団体については、施設維持費の徴収を免除する。
- ③ 徴収した施設維持費は原則返還しない。ただし、災害その他不可抗力*により施設が利用できなくなった場合は、この限りではない。

※返還する場合・・・当該施設が連続して2ヶ月以上利用出来なくなった場合等。

- ④ 角田市長が別に定める日までに施設維持費の納付がない団体は、本年度の登録を取消す。

(6) 利用の申し込み

- ① 登録証の交付を受けた団体は、利用日の前月の25日までに、「学校施設利用申込書（様式第3号）」を生涯学習課（市民センター）に申込みこと。
- ② 利用申込は、登録した曜日及び利用時間の変更は原則認めない。
- ③ 月～金曜日が祝日の場合、原則当該曜日に登録している団体のみ利用時間の変更を認め、その他の団体については利用を認めない。
- ④ 小学校の長期休業中について、登録した曜日及び利用時間の変更は原則認めない。

(7) 鍵の管理

- ① 各体育館に設置してある鍵箱の鍵を、各団体に交付し、各団体が管理すること。
- ② 校庭を利用する団体には、外倉庫の鍵も交付する。
- ③ 紛失等により再交付する場合は、作製にかかる費用を徴収する。

(8) 施設の管理責任

- ① 施設の利用責任者は、利用者の安全確保、施設・設備の管理にあたること。

(9) 日誌の作成

- ① 利用団体は、利用ごとに「使用日誌（様式第4号）」を記入し、翌月の25日までにまとめて生涯学習課（市民センター）まで提出すること。

(10) 各学校施設について

学校名	体育館（コート数）	体育館（利用不可）	校庭
角田小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 4面 ・テニス 1面	・野球、ソフトボール ・サッカー	・野球不可
横倉小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
桜小	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
北郷小	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面 ・テニス 1面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
金津小	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 2面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
角田中	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 6面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
北角田中	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 2面	・野球、ソフトボール ・サッカー ・卓球(卓球台なし)	

※上記不可競技以外にも、壁・床を傷つける競技(硬式テニス等)は原則利用不可とする。

(11) 注意事項

- ①複数学校を利用するため、団体名を変えて登録することはできない。
- ②年度途中で代表者等が変更になった場合は、必ず再申請すること。
- ③また貸し、大会等での利用はできない。
- ④ルールを守れない団体は、本年度の登録を取り消す。

8 地域開放・スポーツ開放の共通ルール

(1) 利用上の注意事項

- ①利用時間を厳守すること。特に夜間は午後9時までに退出すること。
- ②照明・換気扇等は、利用終了後、利用団体が必ず消すこと。消し忘れがあった場合、管理責任者又は利用団体が消しに行くこと。
- ③施設・設備の破損について、利用者に故意または重大な過失の場合は、利用団体又は利用者が修繕費用を負担すること。
- ④火気は使用不可。
- ⑤学校敷地内すべて禁煙。

(2) 用具等

- ①行事・競技等で最低限必要な用具のみ使用し、その他用具は使用しないこと。
- ②行事・競技等に必要な用具で、学校施設に不足があるものについては、利用団体が準備すること。
- ③用具等の破損について、利用者に故意または重大な過失の場合は、利用団体又は利用者が修繕費用を負担すること。
- ④施設に設置してあるAEDを使用した場合は、生涯学習課まで連絡すること。